社説

鐵道國有論の前途

且に鐵道國有論を唱へ夕に挪下說を主張するが如き如何にも無定見にして只識者の笑を買ふに過ぎずとは我輩が前日の紙上に論じたる所なり然るに此頃聞く所に據れば或る黨派よりいよ／＼今度の議會に私設鐵道買收の建議案を提出するよしにて提出すれば通過の見込ありと云ふ只驚くの外なし蓋し論者の口實は一にして足らざる可けれども要するに目下の金融逼迫を救はんが爲めにして一時の金融の爲めに鐵道の國有を斷ぜんとするは恰も昨今東京が雨天勝ちにて鬱陶しければとて直に家を擧て大阪に轉居せんとするに異ならず天氣は屢々變ずるの例にして今日雨降るも明日は晴天と爲ることもある可し家を移すは一門の大事なり永く東京に止まる方が便利なるか將た大阪に引越して家業繁昌す可きか篤と考へたる上に非ざれば決するを得ず一時の都合の爲めに永久の利害を速斷するは愚と云ふ可し且つ目下の經濟界は果して政府の救助を要するや否や此際外資を入るれば或は物價はいよ／＼騰貴して金融ますます逼迫するやも知る可らず假に一歩を讓て資金供給の必要ありとするも別に手段なきに非ず即ち外債を募集して內債を償還するが如き其一法にして或は外債を募るまでもなく當局の手元にある償金を流用するも可なり必ずしも鐵道買收の窮策に訴ふるを要せざるのみか元來買收は口に云ふ可くして實際に行ふこと難し買ふ者は成る可く安く買はんと欲するに反して賣る者は一錢にても高く賣らんと欲するが故に政府が金を用意していよ／＼買はんとすれば法外なる直段を申出して相談到底纏まらざることとならん假令ひ直段は折合ふとしても今の仕組にては遞信省が之を引受くること能はざるは知れ切たることなれば目下政府の鐵道は僅々七百哩に過ぎざれども當局者は是れすら持て餘すほどの次第にして何れの線にも苦情[illegible]が中にも鐵道の如きは特に甚だしく乘客の不便、貨物の遲滯は多年の問題なるにも拘らず今以て必要の車輛をも備へず施す可き改良をも施さずして東京より長野に何物を送るには二三十日を要する[illegible]ればいよ／＼全國の[illegible]は官制を改正して[illegible]の官職を設くると共に會計法の如きも改めざる可らず[illegible]の會社なる必要に應じて增株[illegible]事[illegible]を起して[illegible]自由[illegible]と[illegible]し[illegible]手[illegible]切議會[illegible]は往々にして不同[illegible]寔を唱ふるみとあるのみならず又屢々解散せられて協賛を與ふるによしなく政府は前年度の豫算に依らざるを得ずして爲めに鐵道なり電話なりを思ひながら改良を怠りたる實例に乏しからず敏活を要する交通機關を擧て窮屈なる法律の下に置くは不便至極なればいよ／＼國有論を實行せんには鐵道の會計を獨立せしめて別に面倒なる手續を要せず隨時必要の資金を得るの道を開かざる可らず此邊の考へもなく只漫然國有論を主張するは無責任の甚だしきものなり特に一方に於ては頻りに官設鐵道の不行屆を攻擊しながら他の一面に於て私線の買收を唱ふるは恰も火を摑めば火傷するぞと云ひつゝ自から火に投ずるが如し殆んど本氣の沙汰とは思はれず要するに鐵道買收は一時の出來心より輕卒に決す可き問題に非ず假令ひ議會を通過すればとて當局者は採用するおそなからんなれども斯る建議案が今日議會に提出せらるゝは既に妙ならず我輩の重ねて反省を促す所以なり

○上海特報　（五月廿一日）

沙市暴動始末

我軒生

前便を發せし時には沙市暴動の詳報は未だ當地に達せざりしが其後の報道は稍や當時の事情を悉せるものあり其の原因は兼て傳へられし如く去る八日午後湖南人某なるもの招商局倉庫の前にて放尿せしかば同局の雇支那人之を見て其不都合を責めしに右の湖南人は却て之に抵抗して烈しく爭ひしかば同局の雇人は憤怒の餘り棒を取りて湖南人の頭上を一擊せしに劇しかりしと見え頭上に傷を生じて血を流せる程なりしより負傷者は得たりと其場所に倒れ[illegible]も多額の療治金を貪らんと計りしも招商局にては其の談判に應ぜざりしが斯かる間に支那人の集まり來るもの益々多く稍や不穩の模樣ありと察したれば負傷者を療治し遣るべしと約し暴民を立去らしたり當時我領事館在勤の警部は門外の騒々しきに自ら立ち出で此の狀を見負傷者の容體を診せしに負傷者は甚だ之を厭ふの狀ありしと云ふ斯くて其夜は注意すべき程のこともなくして無事に經過せしが翌朝に至り支那官吏は流石事態の面白からざるものありしを看破せしにや數多の兵卒を繰出して稅關を守らしめ[illegible]外人の邸宅をも併せて保護せしめたり然るに此日數多の湖南人は彼の負傷者を伴ひ招商局に赴きて此の容子を一見せんことを求めしに同洋行の小使は之を拒みて容れず重ねて爭[illegible]之を己[illegible]等を[illegible]て有[illegible]至らざる[illegible]石油及び石油[illegible]して之に火を放ち火の燼を見て我領事館怡和洋行等に闖入して又も火を放ち偶は河上の諸船に火を投じたり英國にては其の沙市領事館を河上の一船に設け居りしみと故勢の危急なるに及び直に[illegible]を斷ちて河中に出で流れを追ふて下流に遁れ稅關員三名の住家と定めたる船は脆くも燬れ稅關員のみは辛くも陸に上りて稅關に走り稅關長を救はんとせしに其影だに見えざれば再び河を指して走りしに後よりは數多の亂民は洋鬼殺すべしと叫びて追跡するみと甚だ急なりしかば其の手にせる連發銃を發して敵を拒ぎつゝ河岸に至り一船を奪ひて之に乘じ流れを追ふて難を避けし由此の亂民暴動の時に方り兼て派遣せられたる兵勇は聊も之を制止せんとはせで却て亂民と共に劍を提げて諸所を襲擊せしとぞ斯かる有樣にて亂民の猖獗はんかたなく火焔は我領事館を蔽ふて來りし時に方りて最早何等の[illegible]力も無益なりと知られたれば領事館員は先づ陛下及び皇太子殿下の御眞影を保護し（必要の書類も取纏むるに至らず）支那居人が尋常にては此の難を脫せんみと容易ならずとて支那服を貸與へたるにより之を着服し二手に分れて支那人の家に遁げ警部の一手は相伴ひて陸を走りて三里下流の川中の一船に避難したるに永瀧領事の所在を失ひしを以て之を搜索せんと欲せしも夜稍や更けて今更上陸するも能く搜索し得んみと覺束なきのみか其の危險も甚だ大なりしを以て雇支那人の勸めに從ひて暫らく此處に碇泊せしに翌十日朝に至りて永瀧領事尋ね來りて互に各自の無事を祝しぬ斯て十日一日は船中に潛匿し十一日洋務局の支那人我領事館員の蹤跡を求めて此處に至り沙市は尙ほ危險なれば一先づ宜昌に引揚げられたしと請ひたれば諸員は無事漢口に到達せり十日早朝には荊州知府各營の兵勇を發して暴動の鎭定に盡力し巨魁六人を捕縛したれば暴動は直に鎭定したれども外人の直ちに同地に歸らん事は尙ほ多少の危險存せんと云ふ先きに重慶事件に於て米國宣教師の一揆に襲はれ其の從者たる支那人一名の殺害せられて程もなく又々沙市に此の暴動の起りしを以て見るも沙市以西には尙ほ外人排斥の感情は甚だ盛なるを想像するに足れり現に重慶にては近時又々外人に對する一揆の起らんとする狀勢ありと云ふ左れど前便にも言へる如く沙市暴動は反亂めきたる念の入りたるものにあらざるは言ふまでもなきことにして重に釐金稅の外人監督に歸せると外人汽船業の深く內地に進めるとにより殊に外人に對する嫌惡の情を增し終に今回の暴動の原因をなせるなるべ[illegible]と云ふ[illegible]同じく暴徒に襲擊せられながら[illegible]以て見るも暴徒の重もに目指せる所を知るに足らんとなり

張之洞武昌に歸る

湖廣總督張之洞は朝命により上京の途に就き已に本月十五日當地に着せしに會北京政府より沙市暴徒鎭定と其の將來處分とに關して張氏の力を要することも多ければ急に武昌に歸らるべしとの訓令ありし故暫く其の上京を見合せしが已にして沙市暴動は已に鎭定したれば武昌に歸るに及ばざらんとの意を以て政府の訓令を求めたるに政府は尙ほ同氏の武昌留任の必要を感ぜしと見え再び歸任を命ぜられし由にて昨日楚材號にて武昌に向つて出發せり

●厦門片信　利害の感念強き淸國人のみとして一人民の負擔增加する施政には服從せずして一揆を起すは從來珍らしからぬことにて現に昨年の春は當地に於て小車夫に課すべき稅金を增加せる爲め騷動したる事ありしが昨頃厦門道臺が政府の命令により店舖に家屋稅を課せんに諸人店を閉ぢて同盟罷業をなし若し右の課稅にして中止せざれば一揆の起らん模樣なりと云ふ因に記す先頃當地の大工等は米價の騰貴を名として賃銀の增加を唱へて同盟罷工を催し支那官吏と衝突を生じ爭論の末互に負傷を生ぜしが終に多少の賃銀增加を許すみとゝなりぬ

●鐵道談　漢口、鎭江、南京、蘇州を連絡する鐵道の敷設は屢々世上の談柄たりしが此度愈よ怡和洋行及匯豐銀行にて之を布設するの權利を得已に支那政府との調印を終りしに獨露佛の三國公使は之に對して抗議を提出せりと云へど未だ詳報に接せず

○英艦威海衛に入る

去る二十四日在威海衛赤城艦長より左の電報其筋に達したりと云ふ

久しく芝罘に集合中なりし英國東洋艦隊旗艦センチュリオン號司令長官海軍中將シーモア氏はアラクリチー外五艦を隨へ二十二日を以て威海衛に入り二十三日正午日兩國全權の受渡を終ると共に英國旗を揭げたり

○京都東本願寺の出火

（本堂は無事）

一昨夜本紙締切後京都通信員より達したる電文は別項の如くにして東本願寺の本堂火災に罹れるものと推測せらるゝを以て取敢ず號外として昨早朝讀者に配付し置きたるが其後に至り別項の如く本社へ電報あり尙ほ一昨夜十時十七分發にて京都府知事より深更に其筋に達したる電報は左の如く

四時四十分東本願寺作事場より出火民家十數戶及倉庫會議所[illegible]

又京都本山[illegible]報[illegible]左の[illegible]と思はる

本山七條作事場より出火山內無事

○會計檢査[illegible]關する[illegible]

明治三十年五月[illegible]法律第九十一號に[illegible]田市十郎持田直[illegible]法の退官に關する[illegible]職に因り職務を執[illegible]ものなり然るに當[illegible]日々出院職務を執[illegible]執行を請ひたり本[illegible]府は矢張之を至當[illegible]右議院法第四十八[illegible]候也

明治三十一年五[illegible]

○太西洋に[illegible]

米西戰爭の基因き[illegible]兩國の開戰以來何[illegible]て制海權を爭ふべ[illegible]は之をキューバ[illegible]設けたるに聚集[illegible]衝突せず却てフ[illegible]牙東洋艦隊の全[illegible]々しき海戰を見ま[illegible]に彌るべく兩[illegible]るや疑はしき次第[illegible]たる米國海軍當[illegible]は陸兵をキューバ[illegible]隊を破壞せんとす[illegible]んとするに在るみ[illegible]の所在明ならず[illegible]一部は出でゝ阿[illegible]ド島にありしも[illegible]エラス將軍之を[illegible]ハヴァナを封鎖[illegible]艦に出でたるが[illegible]ースに在りとの[illegible]軍を要ふるの要な[illegible]隊にて之をスエンフ[illegible]米[illegible]は同港を砲擊[illegible]砲[illegible]て[illegible]運動[illegible]々の敗北にて尙は[illegible]は誤[illegible]も誤報なん[illegible]りしなれ尤もカデ[illegible]のあるは事實にし[illegible]ンに出發すとの[illegible]ード島に在りしめ[illegible]と瞭解したるなら[illegible]をキーウェストに[illegible]石炭をルヴエラス[illegible]ル將のマーチニー[illegible]ンシャゴに入り同[illegible]となれり[illegible]の石炭を搭載して[illegible]行[illegible]不明とあれ[illegible]を[illegible]て決戰を試[illegible]かキーウェストに[illegible]